５．補装具・日常生活用具

①補装具費の支給

○制度の概要

身体障害のある方の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

身体障害者手帳の交付を受けている人、難病を有する人

○内容

障害の内容及び程度に応じ、補装具の交付(修理)が受けられます。

種目	名称		購入上限価格	耐用年数
義肢（注1,注2）			566,000	1～5
装具（注1,注2）			96,000	1～3
姿勢保持装置（注1）			516,000	3
車椅子（注1）			318,000	6
電動車椅子（注1）			771,000	6
視覚障害者安全つえ	普通用	繊維複合材料	4,200	2
		木材	2,700	
		軽金属	2,800	5
	携帯用	繊維複合材料	5,200	2
		木材	3,400	
		軽金属	3,300	4
	身体支持併用		4,600	4
義眼	レディメイド		17,900	2
	オーダーメイド		86,900	
眼鏡	矯正用	6D未満	16,900	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光用	前掛け式	22,400	
		掛けめがね式	31,200	
	コンタクトレンズ		13,000	2
	弱視用	掛けめがね式	38,200	4
		焦点調整式	18,600	
補聴器	高度難聴用ポケット型		44,000	5
	高度難聴用耳かけ型		46,400	
	重度難聴用ポケット型		59,000	
	重度難聴用耳かけ型		71,200	
	耳あな型（レディメイド）		92,000	
	耳あな型（オーダーメイド）		144,900	
	骨導式ポケット型		74,100	
	骨導式眼鏡型		126,900	
車載用姿勢保持装置			69,900	3
起立保持具（障害児のみ）			31,700	3

種目	名称			購入上限価格	耐用年数
歩行器	六輪型			70,000	5
	四輪型（腰掛つき）			43,900	
	四輪型（腰掛なし）			43,900	
	三輪型			37,700	
	二輪型			29,900	
	固定型			24,400	
	交互型			33,300	
排便補助具（障害児のみ）				10,000	2
歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A普通型	3,800	2
			B伸縮型	3,800	
		軽金属	A普通型	4,600	4
			B伸縮型	5,150	
	カナディアン・クラッチ			10,000	4
	ロフストランド・クラッチ			10,000	
	多脚つえ			7,600	
	プラットフォーム杖			27,600	
意思伝達装置	重度障害者用	文字等走査入力方式			5
		簡易なもの		152,700	
			簡易な環境制御機能が付加されたもの	203,900	
			高度な環境制御機能が付加されたもの	480,600	
			通信機能が付加されたもの	480,600	
	生体現象方式			480,600	
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理			30,000	－

（注1）令和6年度購入実績1件当たりの平均単価を記載。（令和6年度福祉行政報告例）

（注2）障害児の場合は、年齢による児童の特殊性を考慮する観点から、耐用年数は定めず、年齢に応じて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数を定めている。

○手続

医師の意見書と補装具(購入・修理)を依頼する業者の見積書を添えて申請してください。

身体障害児…指定自立支援医療機関担当医師の補装具費支給意見書

身体障害者…指定医師(身体障害者手帳交付申請の診断書を作成できる医師)の補装具費支給意見書

難病患者等…特定疾患医療受給者証、診断書などの疾患名が確認できる資料

○窓口　市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

②軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

○制度の概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の取得やコミュニケーション能力の目的に、補聴器購入費の助成を行っています。支給決定は、軽・中等度難聴児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが30dB以上の18歳未満の児童（医師が必要と認めた場合は、30dB未満についても対象）

（ただし、所得制限によって助成を受けられない場合があります。）

○内容

対象となる児童に対して補聴器の新規購入費用又は耐用年数を経過した補聴器を更新する経費を助成した市町村（指定都市除く）に対して、費用の一部を補助します。

（例）

補聴器の種類	１台当たりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	53,500	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーモールド （注）イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,500 円を除く。	原則として５年
軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900		
高度難聴用ポケット型	53,500		
高度難聴用耳かけ型	55,900		
重度難聴用ポケット型	68,500		
重度難聴用耳かけ型	80,700		
耳あな型（レディメイド）	101,500		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,800 円を除く。	

【負担割合】

県1/3　市町村1/3　本人1/3

※補聴器の種類、基準価格、負担割合等は市町村によって異なる場合があります。

○手続き

助成申請については、市町村が定める申請書に指定医師（身体障害者手帳交付申請の診断書を作成できる医師）の意見書、医師の意見書の処方に基づいて補聴器販売事業者が作成した補聴器見積書、その他市町村が必要と認めるものを添えて申請してください。（詳しくは、市町村の窓口で確認してください。）

○窓口　市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

③日常生活用具の給付・貸与 （市町村地域生活支援事業）

○制度の概要

障害のある方の日常生活がより円滑に行われることを目的としての用具（日常生活用具）を給付又は貸与を行っています。支給決定は、障害者等からの申請に基づき、市町村が行います。市町村により対象者、給付、貸与内容が異なりますので、詳細については、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○利用できる人

重度身体障害児・者、重度知的障害児・者、難病患者等。ただし、市町村により対象者・給付・貸与内容が異なりますのでお住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

○内容

障害の内容により、次表（品目は参考例であり、市町村により異なる場合があります）の日常生活用具の給付・貸与が受けられます。

種目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
	訓練用ベッド（児のみ）	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便　　器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	Ｔ字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計　（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
種目		対象者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	

	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)	視覚障害
	点字図書	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、 サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 高度の排尿機能障害
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

○窓口　市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）